

時 期	応急段階
区 分	応急生活支援
分 野	避難収容
検 証 項 目	疎開者への対応

根拠法令・事務区分	-
執 行 主 体	県、市町
財 源	自主財源、一部、阪神・淡路大震災復興基金
概 要	<p>兵庫県は、平成8年に「ひょうごカムバックプラン」を作成し、民間賃貸住宅の家賃補助（最高月額3万円）の拡充、生活再建支援金給付、生活復興資金貸付の拡充、被災者雇用奨励金、離職者生活安定資金貸し付けの拡充、持ち家再建への利子補給の条件緩和等、地域限定の生活者支援制度を、県外避難者にも適用した。また、平成10年には、「ふるさとひょうごカムバックプラン2」を策定し、県外避難者に対して、兵庫県内の公営住宅の募集等、情報提供や相談の連絡、県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」の送付、通話無料の専用フリーダイヤルによる住宅・こころ・教育などの各種相談、などの事業を行っている。この他、民間の動きとしては、街づくり支援協会が、「市外・県外避難者ネットワークりんりん」として支援活動を行い、平成10年まで会報「りんりん」を市外・県外避難者に送付している。</p> <p>震災後、元の居住地に戻れない人を対象に実施したアンケート調査によると、県外避難者が従前居住地に戻らない、あるいは戻れない理由として、「高齢であるから」「代わりの住宅が取得できたから」「借家だったから」の回答が多かった。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>「ふるさとひょうごカムバックプラン」の策定（平成8年）[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会]</p> <p>・兵庫県は、「ふるさとひょうごカムバックプラン」を策定し、地域限定の生活者支援制度を、県外居住被災者にも適用した。具体的な制度内容は、以下のとおりである。</p> <p>民間賃貸住宅の家賃補助（最高月額3万円）の拡充 対象住宅の面積要件（25平方メートル以上）や設備要件を撤廃。県外に住み、県内に帰る意志がある被災者も対象にする。</p> <p>生活再建支援金給付 恒久住宅に移転した高齢世帯や要援護世帯に月額2万5千～1万5千円を最長5年間給付する。</p> <p>生活復興資金貸付の拡充 現行限度額100万円を300万円にアップ。保証人制度では「金融機関への同行」の緩和も検討し、県外居住被災者も対象にする。</p> <p>被災者雇用奨励金、離職者生活安定資金貸し付けの拡充 住宅全半壊で離職した被災者を雇い入れた県外事業主も対象にする。</p> <p>持ち家再建への利子補給の条件緩和 対象住宅の面積を現行の125平方メートル以下から175平方メートル以下まで拡充する。</p> <p>県外居住被災者の公営住宅への入居（平成9年～）</p> <p>・平成9年9月1日～16日、全壊又は半壊のり災証明があり、県外の民間賃貸住宅等に一時的に避難し、住宅に困窮している被災者（現に住宅を失っていることが証明できる者）を対象として、災害復興公営住宅（募集戸数5団地、234戸）への入居募集を行った。県外居住被災者に対する周知にあたっては、8月22日発行の「ひょうご便り」等で広報するとともに、各都道府県住宅管理主務課及び被災市町を通じて広報した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県と神戸市は、県外に避難した被災者が県内の公営住宅の入居に応募できないケースが出ているとして、入居要件を大幅に緩和。これまでり災証明書と家屋解体証明書の両方が必要だったが、一部損壊以上なら解体証明書がなくても応募できるようにした。平成11年春から実施。 ・住民票を移した県外居住被災者が、被災地の公営住宅に申し込めない問題に対して、兵庫県は条例改正し、一般枠で応募できるようにした。 「ふるさとひょうごカムバックステイ応援事業」(平成10年) ・兵庫県は、県外居住被災者への支援として、平成10年に「ふるさとひょうごカムバックステイ応援事業」を実施した。県外に住んでいる被災者が住宅や仕事探しに被災地を訪れた際に、一泊につき1世帯あたり3,000円を補助する。県内の被災10市10町にあるホテルや旅館などに泊まった場合、年に2回を限度に支給した。 「ふるさとひょうごカムバックプラン2」の策定(平成10年9月)[兵庫県阪神・淡路大震災復興本部ホームページ(http://web.pref.hyogo.jp/seifukko/kengai01.htm)] ・「ふるさとひょうごカムバックプラン2」として、以下の支援を実施している。 兵庫県内の公営住宅の募集等、情報提供や相談を個別に連絡する。 住宅募集などの支援情報や県外での交流会などのイベント情報を掲載した県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」を送付する。 通話無料の専用フリーダイヤルで住宅・こころ・教育などの各種相談に応じる。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 ふるさとひょうごカムバックプラン(平成8年～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとひょうごカムバックプランの登録者数は、平成8年10月以降7年6ヶ月間で290人となった。 県外居住被災者の公営住宅の応募状況(平成9年9月1日～16日応募) ・115件の応募があり、川西清和台東高層の1タイプ及び川西下加茂高層の2タイプで募集戸数を越えたため抽選を実施し、103件の当選者(無抽選当選者を含む。)となった。 ふるさと兵庫カムバックステイ応援事業の申し込み状況(平成10年～) ・平成10年度から2年間で568件の申し込みがあった。
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 神戸市は、平成9年1月17日、市外避難者対象に「悩み事電話相談」窓口を開設した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会] 神戸市においては、平成12年2月に、市外避難者の生活に関する調査を実施した。[特定非営利活動法人街づくり支援協会ホームページ(http://www.flexlife.net/)]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 「市外・県外避難者ネットワークりんりん」の活動[特定非営利活動法人街づくり支援協会ホームページ(http://www.flexlife.net/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街づくり支援協会は、「市外・県外避難者ネットワークりんりん」として支援活動を行い、平成10年まで会報「りんりん」を市外・県外避難者に送付した。 ・また、平成10年12月街づくり支援協会と神戸大学塩崎研究室と共同で行った「市外・県外避難者の住まいと生活に関する調査」を、平成12年12月に特定非営利活動法人街づくり支援協会と共同通信社が合同で市外・県外避難者の住まいと生活に関する調査」を実施した。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 「市外・県外避難者ネットワークりんりん」の活動[特定非営利活動法人街づくり支援協会ホームページ(http://www.flexlife.net/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街づくり支援協会と神戸大学の合同調査(1999/2)、神戸市の調査(2000/2)によれば、震災当初

	の県外避難は一時的なものと考え、いずれ戻るつもりでいたものの、現在では戻るめども立たず、苦悩している実態が判明した。
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
県	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>安藤元夫氏他は、震災後2年経っても元の居住地に戻れない人を対象にアンケート調査を実施している(有効配表1,855、調査回収数422、回収率22.7%)。この結果は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元の地域への戻り意向は、戻りたい層(戻る予定、戻りたい)、戻れそうにない層、戻らない層に分けると47%、21%、25%となり、現在地域に戻っていない人については、半数が戻り、4分の1弱の人は戻りたくとも戻れず、4分の1強の人は、すでにほかの地域で生活拠点を定めており、戻るつもりがないことがわかる。戻り意向も地区で異なり、芦屋地区では戻り意向が59%と強く、神楽地区では、戻りそうにないが36%と高い。どのように戻りたいかについても、須磨や芦屋地区で「元の土地に戸建を建てたい」が多いのに対して、神楽地区では「地域の公的住宅に入りたい」が過半数を占めるなど、地区の階層性が現れている。 ・戻るための障害では、高齢、資金面、敷地条件等があげられている。さらに、元の地域に戻るつもりはないとする人の理由は、高齢であるから、代替りの住宅が取得できたからが多く、次いで「借家だったから」である。住宅を取得できた一部の人は、元の地域を離れても安定的な生活を送っていけるかもしれないが、多くは高齢や経済的に余裕のない人であることがわかった。 <p>(安藤元夫『阪神・淡路大震災 被災と住宅・生活復興』(学芸出版社))</p> <p>安藤元夫氏他は、さらに、前年度調査を実施した人を対象に、震災後3年目経っても元の居住地に戻れない人に対するアンケート調査を実施している(有効配表388、調査回収数231、回収率59.5%)。この結果は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元の地域への戻り意向は、「既に戻っている」18%、「戻るつもりである」18%、「戻りたいが戻れそうにない」29%、「戻らない」29%となっている。前年調査と比較すると、「戻れそうにない」は19%から29%へ大幅に増えている。とくに1年目には「いずれは戻りたい」と答えていた人が、「戻りたいが戻れそうにない」に代わっていることが特徴的である。こうした点から考えると、今後もとの地域に戻る条件はより厳しくなると考えられる。戻れない障害は「高齢」か、「経済面」を理由にあげる人が多い。 ・元の地域に戻れた人は、地域に戻って感じていることとして「やっと復興できた感じがする」、「安心して生活ができるようになった」、「やっと元の生活が取り戻せた」に3割台の人が回答している。しかし、他方「震災の被害で地域が変わってしまった」とおいう回答が過半数あり、改めて震災被害の大きさを実感させられる。 ・元の地域に戻っていない人で復興住宅への入居意向がある人が3割、ない人が6割である。意向のない人の多くは、持家だからである。復興住宅への応募条件は、経済条件の家賃の問題と立地条件の元の地域という条件が大きい。 <p>(安藤元夫『阪神・淡路大震災 被災と住宅・生活復興』(学芸出版社))</p> <p>行政側から見れば、住民票を移動した被災者は、他府県・他都市の住民になった人ということであろうが、被災者にしてみれば、それは好き好んでのことではない。被災者としては、県内外問わず、同レベルの情報を提供し、同じ扱いをすべきである。(中略)今後に向けて、県外被災者も県内の被災者と同等の扱いをするように、全国的に自治体間の取り決めを定めておくなど、制度を確立しておくことが必要である。(塩崎賢明「県外避難はよかったのか」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編)</p> <p>県外避難者を後回しにする根拠として、行政はしばしば仮設住宅入居者に生活弱者が多いことをあげている。これは、高齢者や要介護世帯を優先入居させた当然の結果である。しかし、仮設住宅以外にも同じ環境の人</p>	

は多い。必要性を比較するのであれば、県外避難者の生活実態をまず調査すべきではなからうか。広報誌の配布や復興公営住宅申し込みを通じて、行政は県外避難者の名簿をかなり把握している。しかし、個人情報保護の観点から民間ではこの名簿を利用できず、いまだ一度も本格的な県外避難者の実態調査は行われていない。これは震災の教訓を生かすという点でも問題である。(平成10年5月11日付「神戸新聞」)

課題の整理

県外避難者の避難先等の把握
県外避難者への生活再建支援情報(公営住宅の抽選など)の発信
県外避難者の取り扱いに関する全国自治体間との調整
県外避難者が県内に戻るための支援

今後の考え方など

復興10年総括検証において広域避難者に対する全国的な支援の仕組みの構築の必要性について提言がなされている。(兵庫県)
震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。(神戸市)